

令和2年第17回定例委員会

- 1 日 時 令和2年9月29日(火) 10時30分から11時20分まで
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席者 東京都選挙管理委員会 委員長 澤野正明
委員長職務代理 五十嵐正信
委員 野村有信
委員 臼井祐一
事務局 局長
担当部長
選挙課 長
広報啓発担当課 長
書記 4名

4 議 事

議 案

- 1 不在者投票を行うことができる施設の指定及び指定取消について
- 2 東京都選挙管理委員会事務局処務規程の一部改正について
- 3 東京都選挙管理委員会電子情報処理規程の一部改正について

報告事項

- 1 選挙争訟について

その他

- 1 当面の日程について

5 会議の概要

発 言 者	発 言 の 要 旨
委 員 長	<p>ただ今から令和2年第17回定例委員会を開会いたします。</p> <p>お手元に、令和2年第16回定例委員会の会議要録をお示ししてありますので、お気づきの点などがございましたら、事務局までご連絡をお願いいたします。本日は、3件の議案と1件の報告事項を予定しております。</p> <p>なお、本日の報告事項1件は、個人情報を含んでいることから、非公開審議として取り扱いたいと存じますが、御異議はございませんか。</p>
委 員	異議なし
委 員 長	<p>御異議なしということですので、そのように取り扱うことといたします。</p> <p>それでは、議案第1号 不在者投票を行うことができる施設の指定及び指定取消について、事務局より説明を求めます。</p>
事 務 局	《議案第1号について説明》
委 員 長	説明は終わりました。ただ今の説明について、御質問・御意見はございませんか。
委 員	なし
委 員 長	<p>今回新たに16件を指定するということですが、全体として現在いくつくらいで、選挙管理委員会としてもっと増やしていきたいなど政策的なものはあるのでしょうか。また、取消について、申出があって取り消しているものと思いますが、適正に行われているかについては、選挙管理委員会として管理されているのでしょうか。</p>
事 務 局	<p>一点目の都内の施設の数については、参考資料にもありますとおり、1,599件でございます。施設に入所されている方にも投票の機会を確保するため、区市町村選管を通じて、指定を受けるようお願いしているところでございます。今回多くの施設から指定の申出があったのは、世田谷区が知事選後に施設に声掛けをしており、その成果が表れたものと考えております。今後とも区市町村選管を通じて、できるだけ多くの施設が指定を受けていただくよう働きかけてまいります。</p> <p>二点目の取消については、人員を確保できないなど適正な管理執行が難しいということになれば、事故や事件を防止するためにも、取り消すことがございます。</p>
委 員 長	適正に管理されているか監視のようなものはされているのでしょうか。
事 務 局	選挙前には区市町村選管で施設に対して説明会を行っておりますので、そういった中で適正に執行されるよう周知しております。

委員長 各選管で適正にやっているということですね。わかりました。他に御質問・御意見がなければ、お諮りいたします。議案のとおり決定することに、御異議はございませんか。

委員 異議なし

委員長 異議なしと認めます。よって議案第1号は、原案のとおり決定いたしました。次に、議案第2号 東京都選挙管理委員会事務局処務規程の一部改正について、事務局より説明を求めます。

事務局 ≪議案第2号について説明≫

委員長 説明は終わりました。ただ今の説明について、御質問・御意見はございませんか。

委員 なし

委員長 御質問・御意見がなければ、お諮りいたします。議案のとおり決定することに、御異議はございませんか。

委員 異議なし

委員長 異議なしと認めます。よって議案第2号は、原案のとおり決定いたしました。次に、議案第3号 東京都選挙管理委員会電子情報処理規程の一部改正について、事務局より説明を求めます。

事務局 ≪議案第3号について説明≫

委員長 説明は終わりました。ただ今の説明について、御質問・御意見はございませんか。

委員 なし

委員長 御質問・御意見がなければ、お諮りいたします。議案のとおり決定することに、御異議はございませんか。

委員 異議なし

委員長 異議なしと認めます。よって議案第3号は、原案のとおり決定いたしました。それでは当面の日程について、事務局より説明を求めます。

事務局 ≪当面の日程について説明≫

委員長 説明は終わりました。ただ今の説明について、御質問・御意見はございませんか。

委員 なし

委員長 荒川区長選挙については、投票日と開票日が異なるようですが、他の選挙は同日のようです。これはどういった違いによるものでしょうか。

事務局 投票は選挙期日に行うものですが、開票については公選法上当日か翌日に行うものとされており、選挙を執行する各区市町村選管で決定しています。例えば、都内ですと、昨年度の統一地方選挙では区部で6自治体が翌日開票を行いました。市町村では当日開票が一般的となっています。

委員長 票数が多いなどの事情で区の選管で決めているということですね。

事務局 そのとおりでございます。

委員長 わかりました。他に御質問・御意見はございませんか。

委員 なし

委員長 御質問・御意見がないようですので、当面の日程について了承することといたします。
次回の定例委員会は、10月14日に開催することといたします。これより非公開審議に入ります。